

随意契約結果及び契約の内容

| | |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務の名称 | 武雄管内護岸設計及び漏水対策 |
| 業務概要 | 別紙のとおり |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長 財津 知亨 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745 |
| 契約年月日 | 平成30年 7月13日 |
| 契約業者名 | 三井共同建設コンサルタント(株) |
| 契約業者の住所 | 福岡県福岡市博多区博多駅東2-14-1 |
| 契約金額 | 16,416,000円(税込み) |
| 予定価格 | 16,416,000円(税込み) |
| 随意契約によることとした理由 | 別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。) |
| 業務場所 | 佐賀県武雄市 |
| 業種区分 | 土木関係建設コンサルタント業務 |
| 履行期間(自) | 平成30年 7月13日 |
| 履行期間(至) | 平成30年10月13日 |
| 備考 | 入札情報サービス(PPI) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。 |

随意契約理由書

1. 件名：武雄管内護岸設計及び漏水対策
2. 履行場所：佐賀県武雄市
3. 随意契約の相手方：名称 三井共同建設コンサルタント(株)九州支社
住所 福岡市博多区博多駅東2-14-1
電話 092-441-3872
4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本件は、平成30年7月6日に発生した洪水により被災した徳須恵川7k及び敵木川5k、7k300付近にて護岸設計を行うものである。

また、嘉瀬川水系嘉瀬川8k付近にて漏水対策の調査及び設計を行うものである。

2) 当該業務の内容

護岸詳細設計・・・1式、漏水対策・・・1式

3) 随意契約に付する理由

本件は平成30年7月6日に発生した洪水により被災した護岸及び漏水箇所の対策方法について、今後予測される降雨等の自然現象より保護するため、緊急に詳細設計を実施することが不可欠である。

三井共同建設コンサルタント(株)九州支社は、武雄河川事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策の業務に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に関する「災害等応急対策業務(設計・地質調査)に関する基本協定」を締結しており、本件の履行にあたって知識、経験、技術力を十分有しているものと判断できる。

以上のことから本件を円滑に遂行するためには三井共同建設コンサルタント(株)九州支社が唯一の契約相手と判断するものである。

このため本件は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号により、三井共同建設コンサルタント(株)九州支社と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)
武雄河川事務所 調査課長